

平成22年 第2回 築上町議会定例会会議録（第5日）

平成22年6月18日（金曜日）

議事日程（第5号）

平成22年6月18日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第53号 平成22年度築上町公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第2 議案第54号 平成22年度築上町一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第3 議案第55号 平成22年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第4 議案第56号 平成22年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第5 議案第57号 平成22年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第6 議案第58号 平成22年度築上町水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第7 議案第59号 築上町公共下水道事業特別会計条例の制定について
- 日程第8 議案第60号 築上町職員の育児休業等に関する条例の全部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第62号 築上町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第63号 築上町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第64号 福岡県立築上西高等学校築上町立上城井分校授業料等徴収条例を廃止する条例の制定について
- 日程第12 議案第65号 町道路線の変更について
- 日程第13 意見書案第4号 「拡大生産者責任」「デポジット制度」の導入で循環型社会の再構築を求める意見書（案）について
- 日程第14 意見書案第5号 永住外国人地方参政権付与に関する意見書（案）について
- 日程第15 意見書案第6号 「住宅リフォーム助成制度」の創設を求める意見書（案）について
- 日程第16 意見書案第1号 県政・県町村会汚職事件の徹底解明及び再発防止のための政治倫理条例制定を求める意見書（案）について

日程第17 常任委員会の閉会中の継続審査について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第53号 平成22年度築上町公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第2 議案第54号 平成22年度築上町一般会計補正予算(第2号)について
- 日程第3 議案第55号 平成22年度築上町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第4 議案第56号 平成22年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第5 議案第57号 平成22年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第6 議案第58号 平成22年度築上町水道事業会計補正予算(第1号)について
- 日程第7 議案第59号 築上町公共下水道事業特別会計条例の制定について
- 日程第8 議案第60号 築上町職員の育児休業等に関する条例の全部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第62号 築上町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第63号 築上町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第64号 福岡県立築上西高等学校築上町立上城井分校授業料等徴収条例を廃止する条例の制定について
- 日程第12 議案第65号 町道路線の変更について
- 日程第13 意見書案第4号 「拡大生産者責任」「デポジット制度」の導入で循環型社会の再構築を求める意見書(案)について
- 日程第14 意見書案第5号 永住外国人地方参政権付与に関する意見書(案)について
- 日程第15 意見書案第6号 「住宅リフォーム助成制度」の創設を求める意見書(案)について
- 日程第16 意見書案第1号 県政・県町村会汚職事件の徹底解明及び再発防止のための政治倫理条例制定を求める意見書(案)について
- 日程第17 常任委員会の閉会中の継続審査について

出席議員(20名)

1番	田原 宗憲君	2番	丸山 年弘君
3番	首藤萬壽美君	4番	塩田 文男君
5番	工藤 久司君	6番	塩田 昌生君
7番	成吉 暲奎君	8番	吉元 成一君
9番	西畑イツミ君	10番	西口 周治君
11番	有永 義正君	12番	田村 兼光君
13番	田原 親君	14番	信田 博見君
15番	宮下 久雄君	16番	岡田 信英君
17番	武道 修司君	18番	平野 力範君
19番	中島 英夫君	20番	繁永 隆治君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 進 克則君 書記 則松 美穂君

説明のため出席した者の職氏名

町長	新川 久三君	副町長	八野 紘海君
会計管理者兼会計課長	畦津 篤子君	総務課長	吉留 正敏君
教育長	神 宗紀君	財政課長	則行 一松君
企画振興課長	渡邊 義治君	人権課長	松田 洋一君
税務課長	田村 一美君	福祉課長	中野 誠一君
建設課長	田中 博志君		
産業課長農業委員会事務局長			久保 和明君
上水道課長	中嶋 澄廣君	下水道課長	久保 澄雄君
総合管理課長	吉田 一三君	商工課長	石川 武巳君
環境課長	永野 隆信君	学校教育課長	田中 哲君
生涯学習課長	田原 泰之君	清掃センター長	田村 修乃君

午前10時00分開議

議長（成吉 暲奎君） ただいまの出席議員は20名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

ただいまから議事に入ります。

日程第1．議案第53号

議長（成吉 暲奎君） 日程第1、議案第53号平成22年度築上町公共下水道事業特別会計予算についてを議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長。

厚生文教常任委員長（平野 力範君） 議案第53号平成22年度築上町公共下水道事業特別会計予算について、本予算案は築上町公共下水道事業が開始され、新たに本年度特別会計を設置するものであり、主な項目は、債務負担、起債、一事借入金であり原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さまでございました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第53号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第53号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって議案第53号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第2．議案第54号

議長（成吉 暲奎君） 日程第2、議案第54号平成度22年築上町一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本案に対しましては、工藤久司議員外2名からお手元にお配りし、修正の動議が出されております。地方自治法第115条2の規定に基づく、議員定数の12分の1の者の発議によるものであり、修正の動議が成立しております。よってこれを本案をあわせて議題といたします。

最初に本案について、委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長。

厚生文教常任委員長（平野 力範君） 議案第54号平成22年度築上町一般会計補正予算（第2号）について、所管の項目について慎重に審査した結果、旧築城庁舎跡地利用のコミュニティーセンター設計管理費、文化財保護費などに反対意見などもありましたが、採決の結果原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さまでございました。

次に、産業建設委員長。繁永議員。

産業建設常任委員長（繁永 隆治君） 議案第54号平成22年度築上町一般会計補正予算（第2号）について、所管の項目について慎重に審査した結果、再編交付金事業、調整交付金事業の道路橋梁工事費及び雇用促進住宅購入費が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さまでございました。

次に、総務常任委員長。宮下委員長。

総務常任委員長（宮下 久雄君） 平成22年度築上町一般会計補正予算（第2号）について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さまでございました。

委員長報告が終わりましたので、次に、平成22年度築上町一般会計補正予算（第2号）修正案について、提出者の説明を求めます。工藤久司議員。工藤議員。

議員（5番 工藤 久司君） お手元に配付しております。議案第54号平成22年度築上町一般会計補正予算（第2号）に対し、田村議員、信田議員とともに修正案を提出いたしましたので、私のほうから修正案提案理由について説明いたします。

今回、町が提案した補正予算、10款教育費、4項社会教育費、4目文化財保護費、13委託料、調査設計管理委託料の調査業務委託486万7,000円を削除し、これに伴い、第1表歳入歳出予算補正額6億6,990万8,000円を6億6,504万1,000円に、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ89億5,085万5,000円を89億4,598万8,000円に改めるものです。本予算は、蔵内邸取得に関する突然提案された予算であり、修正案の大きな理由として、1、取得する目的、運営方法、また維持管理等にも具体的な説明がなく、提案する順序が逆であり、余りにも無計画である。2、地元町民の方から、文化財存続の声がほとんど上がっていない、町民には全く反映されていない予算である。

4月30日の全員協議会でも以上の意見が大半だったと思います。現在も町の公共施設については、運営方法で頭を抱えたり、維持管理費が町財政に及ぼす影響は大だと思えます。文化財だ

からといって計画もなく取得するのは反対であり、町財政が逼迫している中、思いつきで負の遺産を町民の押しつけるのでしょうか。町民からは、何のために、どう利用するの、必要ないじゃない等の声を聞きます。まずは、町民の声こそが存続の絶対条件であると考えます。いま一度、文化財としての価値や築上町が取得するメリット、デメリットをしっかりと検証、また説明をし、予算計上すべきと考え、調査業務委託料480万6,000円を削減するための修正案です。

最後にこの予算が削減されても、町民の皆さんに迷惑かけることはないと考えます。議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます、提案理由といたします。

以上です。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さまでございました。

これより委員長報告及び修正案に対する質疑を行います。最初に、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。宮下委員長。

総務常任委員長（宮下 久雄君） 厚生文教常任委員長にお聞きいたします。

ただいま修正案も出されたんでありますが、委員会でこの文化財の予算について、一部反対意見もあったというような報告もありましたが、どのような審議がなされたか、また町当局はどのような回答をしておったか、そのようなことについて報告を願いたいと思います。

議長（成吉 暲奎君） 宮下、いや失礼いたしました。平野厚生文教常任委員長。

厚生文教常任委員長（平野 力範君） 蔵内邸の予算及びコミュニティーの予算両方にかなり討論を要しました。

蔵内邸に関しては、取得及び利用方法に関して、具体的に説明があるものと取得してからの取得するという前提ですね、こういう計画を持ってるといふふうなものも、ある程度説明があるとお聞きしとったんですけどほとんどないんで、名所指定の説明だけでございましたので、反対という意見が、反対という意見とかみ合わないというかそういうことでした。

それからコミュニティーの部分は、設計が10億を超えてるといふことで、町長もこれは自分の想定と違つと、少なくとも3億ぐらいは減したいといふことで、7億ぐらいにしたいといふことで、コミュニティーセンターの設計管理は上げるがこれはもう根本的に見直さなきゃならないといふことでした。

以上です。

議長（成吉 暲奎君） 宮下委員長。

総務常任委員長（宮下 久雄君） 町のほうから、この予算を6月議会でという理由の説明とか、またそのこの予算を執行することについての説明とか、そういうものはございませんでした。

議長（成吉 暲奎君） 平野委員長。

厚生文教常任委員長（平野 力範君） 説明はありました。もう、要するに、何ですか、入札を

延期してると、で、名所指定が間に合わないというような説明でした。

議長（成吉 暲奎君） 宮下委員長。手を上げて言ってください。

総務常任委員長（宮下 久雄君） 今、2点お聞きしたんですよ。

議長（成吉 暲奎君） 2点、あっ。

総務常任委員長（宮下 久雄君） 2点。

議長（成吉 暲奎君） 平野委員長。

厚生文教常任委員長（平野 力範君） 予算執行に関する説明はありました。予算を執行する上では、全員協議会にかけるといような話でした。

議長（成吉 暲奎君） そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） それではありませんので、次に、修正案に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより原案及び修正案に対する討議を行います。最初に委員長報告に対する討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） はい、委員長報告に対する討論です。西畑議員。（「委員長報告に対しての」と呼ぶ者あり）ええ、そうです、委員長報告に対する討論です。（「じゃけ、各常任委員長は、厚生文教委員会は賛成多数で通った。だから、それで、総務なんて全会一致と、例えば、産建は全会一致とこれに対する、反対討論はありませんかってことだろう。原案に対する反対討論はありませんかって」「原案に対する」「だけえ討論、反対討論ないですか」と呼ぶ者あり）だから先ほど言いましたように、これより原案及び修正案に対する討論を行います。最初に、委員長報告に対する討論を行いますということで今討論を求めたわけです。

ありませんか。吉元議員。

議員（8番 吉元 成一君） そういう形をとると順番からしたら、原案から賛成、反対をとると思う、賛否を問うと思うんですよ。そうすると修正案をもうかける必要がなくなる可能性があるわけです。だから修正案のほうからやるべき、これは別々の議題としてやるべきだと思うんですけど、どうでしょう。修正案が通れば修正が通るわけですから、だから原案はもう廃案ですよ。

議長（成吉 暲奎君） はい、わかりました。それではただいま吉元議員が動議を出しましたが、今の、（発言する者あり）いいや、吉元議員の動議に対して賛成の方の挙手を願います。（「もう一回言ってください」「議長休憩を入れてください。ちょっとやり方がおかしいところがあ

る」と呼ぶ者)はい、わかりました。それではちょっと休憩1分程度、よろしいです。武道議員、動議ですか。(発言する者あり)ちょっと個々の話はしないでください。武道議員、動議でもって(「手続はちゃんとしよる」「こうしましょうか。あわせてという言う形で、あわせて討議を行いますとそういう形でしていただいたらどうですかね」と呼ぶ者あり)はい、吉元議員。

議員(8番 吉元 成一君) あのですね、議案としてね、受け付けたわけですが修正案を、それを議題に載せたんですよ。これはまだ修正案が出てなかったら委員長報告した時に動議って出したら動議が優先ですよ。だから、これは議案で決まっているから本案に入ったときに修正のほうを先に審議すべきですよ。そうしないと修正案はうきます。

議長(成吉 暲奎君) 今、吉元議員から修正案を先にすると言う動議が出されましたが、この動議に賛成(「ほんな議長、吉元君が言わんでも、今言ったの当たり前のこと」「1回休憩をとって整理してください」「修正案からしましょうね」と呼ぶ者あり)わかりました、それでは修正案から先にいきます。よろしいでしょうか。それではいろいろ御迷惑をかけました。進みます、よろしいですか。武道議員前を向いてください。

まず本案に対する工藤久司議員外2名から提出されました修正案について起立によって採決を行います。(「討論よ、討論」と呼ぶ者あり)済みません。ごめんなさい、失礼しました。

それでは、修正案に対する討論を行います。反対意見のある方。宮下委員。

総務常任委員長(宮下 久雄君) 本会議の中日に、議案質疑のときに町長に質問をいたしました。蔵内邸の文化財の件でございますが、何で6月議会に提案しなければならないかということを知りましたけれども、取得の時期が早くなる可能性が十分にあると、そのときは9月議会また臨時議会に間に合わない可能性があるのでは、この際予算として用意しておきたいという意見が町長からはありました。

もう1点、取得までに整理しなければならない案件があります。全員協議会でもこの件は、いろいろ問題になって、お諮り、審議したわけでございますけれども、そのことに対しての一定の結論、了解が伴わない限りこの予算は執行しないという町長の確約と申しますか、意見がございました。と、ということで、この一般会計補正予算第2号は原案のとおり通してもよいと私は感じておりますので、この修正案に関しましては反対をいたします。

議長(成吉 暲奎君) 御苦労さまでございました。

次に、賛成意見のある方。首藤議員。

議員(3番 首藤萬壽美君) 修正動議に対する賛成意見を申し述べたいと思います。

別に、蔵内邸を文化財として町が買って保護することに関してすべて反対というわけではありません。ただ計画が余りにもずさんだということと、今、宮下委員長が言われましたように、全員協議会にかけて、また賛同が得られなければ執行しないって、執行しないような予算だったら

私は上げる必要がないと思いますし、今この蔵内邸の大きな買い物を実際に町民のためにプラスになるのか、マイナスになるのかということをよく考え合わせてみてこの予算はつけてほしい、そういう思いでこの修正動議には賛成いたします。

議長（成吉 暲奎君） ほかにございませんか。吉元議員。

議員（8番 吉元 成一君） 修正動議に反対の立場で討論いたします。

私も、この蔵内邸の購入については文化財の見地からしても必要であると、首藤議員が言われたように、まさに大切にせないかない財産の一つだと、こういうふうに思っております。

しかしながら、先ほど、宮下議員も首藤議員も言われたように、また提出者の工藤議員も言われたように、議会の全員協議会の中でもいろんな問題点がまだまだたくさん山積みになっているんだと。この問題については、もう少し慎重にやらなければならないんじゃないかという流れの中で、今回町長が皆さんの同意を得られなければ予算の執行をしないという条件つきで提案してきたこと、これが執行部のやり方としてよろしいか、よろしくないかは別にして、私としては、首藤議員が言われるように執行しないような予算はわざわざ今提案しなくてもいいんじゃないかという気持ちもあります。しかし、本会議で質疑等で町長が、最終的に結論として9月の議会では皆さんに理解してもらう期間を得て、全協を開いて理解してもらえるような状態になる可能性が大と判断したからこそ提案してきたんだと、私はこういうふうに思っております。それでもし納得してもらえなかったら、執行しないということで。予算でも執行できなかった予算っていうのは、過去においてもあると思います。それで予算を執行しない、じゃあ約束するかという問答も出て、皆さんも最終的に町長の出した結論、責任はとるとこう言いましたので、私はその言葉を、これ口約束ですからなかなか守ってもらえるかどうかわかりません。守ってもらえないときは、私は議員として責任をとっていただく覚悟でおりますので、そういった意味からしても、今回は購入に向けての取り組みをできるような状態にしても町民は納得していただけるんじゃないかという立場から、したがって原案に対して賛成ですから、修正動議について反対の討論といたします。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さまでございました。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） なし、あります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） どっちかはっきり。（「このまま、はいでいっていいって意味じゃないですかね」と呼ぶ者あり）

これで討論を終わります。

まず本案に対する工藤久司議員外2名から提出された修正案について、起立によって採決を行

います。

修正案に賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（成吉 暲奎君） 着席ください。

起立少数でございます。したがって、修正案否決されました。ちなみに票数は10対9でございます。

それでは最初に戻ります。委員長報告に対する（「これから」と呼ぶ者あり）これだね。（「原案に対して」「いやいや終わっていない、まだ討論」と呼ぶ者あり）討論は終わってないですよ。

それでは原案に対する委員長報告に対する討論を行います。反対意見のある方。西畑議員。
議員（9番 西畑イツミ君） 54号のこの補正予算について委員会で反対いたしましたので反対討論をいたします。

この補正予算には、住民の切実な要求が含まれておりますが、住民に理解されない予算も計上されております。

1点目は、旧蔵内邸の件です。確かに文化財的価値はあると思いますが、国の名所指定を受けための調査費486万7,000円が計上されてますが、町が購入したいという理由、それから委員会の中で、あしき団体が買うかもしれないから買うということ、なぜ今になって買うのか、維持はどうするのかなど、メリット、デメリットの1つも理由がはっきりしておりません。

町長は調査するだけで、議員の理解を得られない限りは執行しないと何度も言われましたが、7月に臨時議会開くようなことを言われました。全員協議会の中でいろいろ意見が出され、再度全員協議会にかけるように言っていたのに、それもせずにこの6月議会に調査費を計上するやり方は議会軽視も甚だしいと思います。買うことを前提としたこの調査費には反対です。

次に、コミュニティーセンターの件ですが、委員会の説明において資料もなく、町長は、委員会の席で旧築城庁舎跡地活用にコミュニティーセンターをつくる計画について、6億円から7億円の計画が10億円かかる設計になっているから見直しをされると言われました。基本設計ができているのに実施設計の中で変更は可能と言われましたが、3億円ものコスト削減が可能なのか、コスト削減することによって町民の要求が取り上げられるのか、声が反映されるのか、根本的な見直しが必要だと思いますし、またそのことについて町長ははっきりと答えていただけませんでしたので、委員会では反対いたしました。

これが反対理由です。

議長（成吉 暲奎君） 次に、賛成意見の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

それでは次に、原案について委員長報告に反対の意見がありますので（「もう原案、ここにある原案に賛成の方は」と呼ぶ者あり）失礼しました。

それでは原案に賛成の方は起立を願います。（発言する者あり）原案です。

〔賛成者起立〕

議長（成吉 暲奎君） 10対9ですね。（「10名ですね」と呼ぶ者あり）着席ください。私語は謹んでください。

したがって、議案第54号平成22年度築上町一般会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

日程第3．議案第55号

日程第4．議案第56号

日程第5．議案第57号

日程第6．議案第58号

日程第7．議案第59号

議長（成吉 暲奎君） お諮りします。日程第3、議案第55号平成22年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてから、日程第7、議案第59号の築上町公共下水道事業特別会計条例の制定については、厚生文教常任委員会の付託議案であり、一括して委員長の報告を求めたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第55号から議案第59号まで、一括して委員長報告を行うことを決定いたしました。

それでは、議案第55号から議案第59号までの報告を求めます。厚生文教常任委員長。平野委員長。

厚生文教常任委員長（平野 力範君） まず議案第55号平成22年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、本案について慎重に審査した結果、職員の人事異動に伴う人件費の増額補正及び特定健診関連の臨時職員の減額賃金であり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第56号平成22年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、本案について慎重に審査した結果、下水道管渠拡張工事費の追加及び管理職員人件費の追加であり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第57号平成22年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、本

案について慎重に審査した結果、下水道管渠工事費の追加であり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第58号平成22年度築上町水道事業会計補正予算(第1号)について、本案について慎重に審査した結果、人事異動に伴う人件費の増額であり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第59号築上町公共下水道事業特別会計条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、本年度から築上町公共下水道事業を実施するに当たり、事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、地方自治法第209条第2項の規定により、特別会計を設定するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上です。

議長(成吉 暲奎君) 御苦労さまでございました。

日程第3、議案第55号平成22年度築上町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。大きな声で言ってください。なしですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) これで討論を終わります。西畑議員よろしいでしょうか。

議員(9番 西畑イツミ君) ありません。

議長(成吉 暲奎君) これより議案第55号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第55号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) 異議なしと認めます。よって議案第55号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第56号平成22年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第56号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第56号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって議案第56号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第57号平成22年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第57号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第57号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって議案第57号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第58号平成22年度築上町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第58号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第58号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって議案第58号は委員長報告のとおり可決さ

れました。

日程第7、議案第59号築上町公共下水道事業特別会計条例の制定についてを議題とします。
これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第59号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第59号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって議案第59号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第8・議案第60号

議長（成吉 暲奎君） 日程第8、議案第60号築上町職員の育児休業等に関する条例の全部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。総務常任委員長。宮下委員長。

総務常任委員長（宮下 久雄君） 議案第60号築上町職員の育児休業等に関する条例の全部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、育児休業等、育児及び家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の一部改正に伴い、条例整備を行うものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さまでございました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第60号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第60号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって議案第60号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第9．議案第62号

議長（成吉 暲奎君） 日程第9、議案第62号築上町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。総務常任委員長。宮下委員長。

総務常任委員長（宮下 久雄君） 議案第62号築上町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、育児休業等、育児及び家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の一部改正に伴い条例整備を行うものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上です。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さまでございました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第62号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第62号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって議案第62号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第10．議案第63号

議長（成吉 暲奎君） 日程第10、議案第63号築上町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長。平野委員長。

厚生文教常任委員長（平野 力範君） 議案第63号築上町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、平成22年7月1日から施行される築上町子ども医療費の支給に関する条例において、保護者の所得制限を設けていな

いため、乳幼児医療費との制度間の公平性を保つため所得制限を廃するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さまでございました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第63号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第63号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって議案第63号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第11．議案第64号

議長（成吉 暲奎君） 日程第11、議案第64号福岡県立築上西高等学校築上町立上城井分校授業料等徴収条例を廃止する条例についてを議題といたします。

本案について、委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長。平野委員長。

厚生文教常任委員長（平野 力範君） 議案第64号福岡県立築上西高等学校築上町立上城井分校授業料等徴収条例を廃止する条例について、本案は平成22年3月31日をもって、築上西高等学校築上町立上城井分校を閉校したことに伴う条例廃止であり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さまでございました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第64号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第64号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって議案第64号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第12．議案第65号

議長（成吉 暲奎君） 日程第12、議案第65号町道路線の変更についてを議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長。繁永委員長。

産業建設常任委員長（繁永 隆治君） 議案第65号町道路線の変更について、本案は県道改良事業で行われる交差点改良に伴う、町道上ノ河内71号線の起点の位置変更によるものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さまでございました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第65号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第65号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって議案第65号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第13．意見書案第4号

議長（成吉 暲奎君） 日程第13、意見書案第4号「拡大生産者責任」「デポジット制度」の導入で循環型社会の再構築を求める意見書（案）についてを議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長。平野委員長。

厚生文教常任委員長（平野 力範君） 意見書案第4号「拡大生産者責任」「デポジット制度」の導入で循環型社会の再構築を求める意見書（案）について、本案について慎重に審査をした結果、増え続けるごみ処理経費のあり方を、いま一度見直す必要があることから、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さまでございました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより意見書案第4号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。意見書第4号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって意見書案第4号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第14 意見書案第5号

議長（成吉 暲奎君） 日程第14、意見書案第5号永住外国人地方参政権付与に関する意見書（案）についてを議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。総務常任委員長。宮下委員長。

総務常任委員長（宮下 久雄君） 意見書案第5号永住外国人地方参政権付与に関する意見書（案）について、本案について慎重に審査した結果、継続審査すべきものと決定いたしました。

以上であります。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さまでございました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。武道議員。

議員（17番 武道 修司君） 今委員長のほうから、慎重に審査した結果ということで継続審査というお話がありましたが、どのような点で継続になったのかをお聞きしたいというに思います。

議長（成吉 暲奎君） 宮下委員長。

総務常任委員長（宮下 久雄君） この意見書案は、永住外国人に地方参政権を付与すると、そのような件に関して慎重に論議をしていただくための意見書案であるということで、原案に賛成してもいいのではないかとというような意見もございました。しかし、永住外国人に対する過去の我が国の経緯、それから戦後復興の段階通ってきた永住外国人の努力、そういうものに対する議論が日本国政府で行われてもいいのではないかと、そこにあえてふたをする、そういう意見と意見書というものはどうであろうかという意見もございました。最後は、継続審査ということで賛否をとって決定したということでございます。まだいろいろの意見も出されておりますけども、

そういうことが大体、主な意見でございました。

議長（成吉 暲奎君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。信田議員。

議員（14番 信田 博見君） 継続審査とすることに対する反対ですね。

議長（成吉 暲奎君） そうです。

議員（14番 信田 博見君） 外国人参政権付与に関しては、慎重に議論をしていただきたいと要望する意見書案を継続審査とすることに対しましての反対意見を申し述べます。

総務委員会では、圧倒的多数で継続審査となりました。

外国人に参政権を与えるということは、どれだけ怖いことでどれだけ危険なことかということをよく考えて、いま一度考え直していただきたいと私は思います。全国の県議会に、実に74.5%に当たる35の都道府県が付与反対、または慎重の意見書を可決しております。

もし外国人参政権が成立すれば、中国は戦略チームをつくらせておられます。そして、例えば与那国島へ100人くらいの人を移住させて選挙で自分たちの主張を通してくれる人に投票されたならば、そこはもう中国と那国の議会になってしまうんです。領土や資源の獲得、安全保障の面でも中国に有利な状況をつくられてしまいます。これは与那国島だけではなく、既に対馬も同じような状況になっております。沖縄本島もこのようになることは十分可能なんです。

外国人参政権の件でもう一つ、日本人としてしっかり考えておかなければならないことは、一度成立しようと再びもとに戻すことはできないということです。今はさほど重要なことと思えなくても、先々こんなはずではなかったと言ってももう遅いんです。取り戻すことはできないんです。取り返すすべはないんです。

参政権を与えても世界の人々とは仲よくやっていけると私は思っております。他の国にはない日本の伝統や文化、自然、人、日本という国を守っていくことこそが世界を守ることに繋がると私は思っています。どうか皆さん、そういうことをよく考えて継続審査にして3カ月後にもう一度審議をしましょうというようなゆっくり構えてはいただけないということでございます。

以上反対意見です。

議長（成吉 暲奎君） 次に、賛成意見の方。宮下委員長。

総務常任委員長（宮下 久雄君） まずこの意見書案でございます平成7年2月28日の最高裁判決でございますが、これでは違憲判決というようなとらえ方をしておりますけども、その後に同じ7年の2月28日です、最高裁判決は法律をもってこの地方公共団体の長、またその議員等に選挙権を付与することは違憲ではないと同時に最高裁は言っておるわけで、だからこの意見書

案、ちょっと内容が偏つるとするという気がしております。

それから、日本の地域復興、また国勢復興にひどい状況の中で努力をしてこられた方のそういう努力に対する全然報いるものがないかと、そういう冷たい民族ではなかったと思っております。帰化すればよいのではないかという意見がよくございますが、これは日本の植民地政策にさかのぼって見て考えなくてはいけない問題も含んでおると思っています。敗戦になりまして、サンフランシスコ講和条約を日本は受けたわけですけれども、そのときに、その後に朝鮮半島由来の日本人は自動的に国籍離脱という姿を本人の意思の確認もなくそういうものがとられておるわけです。今さら帰化をというような、非常にこれは自己中心的な理論であると自分は思っております。

ただ一方的に選挙権を地方参政権を与えるということではございませんで、相互主義という態度の中から、この件は国のほうで議論が進んでおるわけです。この意見書案には入っておりませんが、意見書案のもととなる資料が送られてきておったようですけれども、その中にも韓国では、日本の富裕層というふうに書いておりましたけれども、選挙権、地方参政権は与えているとそういうふうな資料が送ってきておりました。そういうことであります。だからそれは、富裕層かもしれないけれども、あくまでも相互主義という形で進められておるものであると思っております。

そういうことで、あと申請主義とかいろいろございますので、一方的に日本の国がのっとられるとか、そういうことではないと思えます。国がのっとられる、のっとられないというのは、日本の国力が落ちたり、日本民族の数が減ってきたり、働く人がいなくなったり、子供が生まれなくなったり、そういうことになれば日本がのっとられるというような感じを受けるかもしれないけれども、日本が高度経済成長しているときは、アメリカのカーネギーホールまで日本人は買収しております。そういうことも起こっておりますので、日本の国力が上がるように頑張っていくほうが大事だと思っております。

まだまだこの件は、議論にふたをしるというのは避けてほしいということで継続審査したものであって、一方的にこういう進み方をしたいというふうに総務委員会で言っているわけではございません。ですので、この件については、私は賛成をいたします。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さまでございました。ほかにございませんか。武道議員。

議員（17番 武道 修司君） 継続審査になったことに対して、反対意見を述べたいというふうに思います。

この意見書は、参政権を与えるに当たって慎重に論議をしてほしいというものがウエート内容的には占めてます。なぜこのような話になったかということ、昨年の民主党のマニフェストの中にこのような参政権の問題が上がったということなんです。で、そのマニフェストの中でこのような問題が上がってきたんで慎重に審議をするのが最優先ではないかと、国益のことやいろんなもろもろ、過去の問題、いろんなことを踏まえて論議をすべきだということで、慎重に論議を進

めてもらうように国に要望するものでございます。

そういう点から考えれば、早い段階で国のほうに慎重に審議をしてほしいと、議論をしてほしいという要望を出すべきであって、継続をしてただ単に引き延ばすべきではないというふうに思っていますので、本日、否決をしていただきたいということで、継続審査に対して反対の意見とさせていただきます。

以上です。

議長（成吉 暲奎君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

委員長報告に反対意見がありますので、これより意見書案第5号について採決を行います。

意見書案第5号は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立をお願いいたします。（「原案どおり」と呼ぶ者あり）

〔賛成者起立〕

議長（成吉 暲奎君） 原案に賛成の方ですね。（「計画」「原案じゃないの」「原案で」と呼ぶ者あり）原案です。（「原案やろ、計画やないんやろ」と呼ぶ者あり）原案について（「原案に対して」「賛成」「原案のとおり可決やろ」「12人です」と呼ぶ者あり）

起立多数です。よって、意見書案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第15．意見書案第6号

議長（成吉 暲奎君） 日程第15、意見書案第6号「住宅リフォーム助成制度」の創設を求める意見書（案）についてを議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長。平野委員長。

厚生文教常任委員長（平野 力範君） 意見書案第6号「住宅リフォーム助成制度」の創設を求める意見書（案）について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さまでございました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより意見書案第6号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。意見書案第6号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって意見書案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第16．意見書案第1号

議長（成吉 暲奎君） ここで継続審査分です。日程第16、意見書案第1号県政・県町村会汚職事件の徹底解明及び再発防止のための政治倫理条例制定を定める意見書（案）についてを議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。総務常任委員長。宮下委員長。

総務常任委員長（宮下 久雄君） 意見書案第1号県政・県町村会汚職事件の徹底解明及び再発防止のための政治倫理条例制定を定める意見書（案）について、本案について慎重に審査した結果、引き続き継続審査とすべきものと決定しました。

以上であります。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さまでございました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより意見書案第1号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は継続です。意見書案第1号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって意見書案第1号は委員長報告のとおり継続とすることを決定いたしました。

日程第17．常任委員会の閉会中の継続審査について

議長（成吉 暲奎君） 日程第17、常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題とします。

それぞれの常任委員会委員長から、お手元に配付のとおり、閉会中の継続審査の申し出がありましたので、これを許可したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、それぞれの常任委員会委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査を許可することに決定いたしました。

・ ・

議長（成吉 暲奎君） 以上で本日の日程はすべて終了しました。会議を閉じます。

これで、平成22年度第2回築上町定例会を閉会いたします。御苦労さまでございました。

午前11時00分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員